

宝塚市下水道パートナーシップ
(管理・更新一体マネジメント) 事業
実施方針

令和8 (2026) 年5月

宝塚市上下水道局

目 次

第 1 本事業に関する事項.....	1
1 本事業の事業内容に関する事項.....	1
第 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	12
1 募集及び選定方法.....	12
2 募集及び選定スケジュール.....	12
3 応募者の参加資格要件.....	12
4 審査及び選定手続き.....	14
5 優先交渉権者選定後の手続き.....	15
第 3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	16
1 リスク分担の基本的な考え方.....	16
2 事業の実施状況のモニタリング.....	17
3 保険.....	17
4 事業者の権利義務等に関する制限及び手続.....	18
第 4 その他本事業の実施に関し必要な事項.....	19
1 実施に関して使用する言語及び通貨等.....	19
2 連絡先及び情報提供.....	19
別紙 1 事業スキームについて.....	20
別紙 2 リスク分担表.....	21

第 1 本事業に関する事項

1 本事業の事業内容に関する事項

(1) 事業の名称

宝塚市下水道パートナーシップ（管理・更新一体マネジメント）事業

(2) 公共施設等の管理者の名称

宝塚市上下水道事業管理者 藤本 宜則

(3) 事業の背景・目的

宝塚市（以下「市」という。）が運営する下水道事業は、人口構造の変化に伴う使用料収入の伸び悩み、技術系職員の減少による維持管理体制の縮小、さらには武庫川流域及び猪名川流域に広がる市域特性を踏まえた広範な管路網の老朽化等、安定した事業運営に向けた課題が顕在化している。また、市民や来訪者が安心して過ごせる快適な都市環境を維持するためにも、下水道事業の質の確保が重要性を増している。

このような状況のもと、国は民間の経営力や技術力、柔軟な工夫を取り入れながら事業の効率化を図る管理・更新一体マネジメント方式による水の官民連携（ウォーターPPP）の導入を推進している。

市では、下水道事業の中長期的な安定運営を確保するとともに、令和 9（2027）年度以降に予定される老朽管きよの計画的改築に対して国費支援を継続して確保し今後増大する管路改築に備えるため、令和 5（2023）年度に「包括的民間委託導入可能性調査」を実施した。

これまでの検討結果を踏まえ、市は令和 9（2027）年度に、維持管理と更新を一体的に推進する水の官民連携（ウォーターPPP）レベル 3.5（更新実施型）（以下「ウォーターPPP」という。）の導入を予定している。

宝塚市下水道パートナーシップ（管理・更新一体マネジメント）事業（以下「本事業」という。）は、民間事業者の技術・経営ノウハウや創意工夫を生かした長期にわたる一体的な事業運営の実施により、市民サービスの向上はもとより、技術職員の確保、経営の健全化を図るとともに、地元企業との連携による地域経済の成長及び発展に寄与し、将来にわたり持続可能な下水道事業の確立を目的とするものである。

これらを踏まえ、市はウォーターPPP の導入にあたり、次の基本方針のもと事業を実施する。

- ①市民生活を支える重要な下水道施設として、平常時のみならず災害時等においても、安定的かつ継続的な下水道サービスの提供を確保する。
- ②人口減少に伴う下水道使用料の減少や施設の老朽化に伴う改築需要、経営状況の変化を踏まえた経営の健全化、効率化に努め、持続可能な下水道事業運営を行う。
- ③民間事業者の経営力及び技術力を活用し、市職員への技術継承及び計画的な人材育成を推進するとともに、将来を見据えた技術職員の体制を構築し、市が担う政策立案及び経営判断機能を維持する。
- ④DX 等の最先端技術の導入を推進し、業務の高度化及び効率化を図るとともに、維持

管理と更新を併せて実施することにより、下水道施設の一体的マネジメントを推進する。

- ⑤地元企業との連携を促進し、地域資源の活用や人材の雇用等、地域経済の成長及び発展に寄与するとともに、地域住民等との協働により、地域と一体となった下水道事業の実施を目指す。

(4) 本事業の対象施設

本事業の対象となる下水道施設は以下のとおりとする。

【汚水施設】

- ◆汚水管路施設：管きよ、マンホール、マンホール蓋、公共汚水柵、取付管

表 1-1 汚水管路施設状況

区分	処理区域面積※ ¹ (ha)	管きよ※ ² (m)	マンホール及び蓋※ ² (箇所)	公共汚水柵及び取付管※ ² (箇所)
武庫川下流流域下水道 (武庫川下流処理区)	2,114.78	470,845	22,368	45,140
猪名川流域下水道 (原田処理区)	554.50	118,372	6,697	11,775
合計	2,669.28	589,218	29,065	56,915

※1 「宝塚市流域関連公共下水道事業計画 事業計画変更協議申出書 令和6年度」より抜粋

※2 公共下水道(汚水)台帳システムに収録されている下水道管路施設の状況より抜粋

- ◆汚水中継ポンプ場 : 1箇所(山手台西汚水中継ポンプ場)
 ◆マンホールポンプ場 : 65箇所(武庫川下流流域(右岸)12箇所、武庫川下流流域(左岸)22箇所、猪名川流域:31箇所)
 ◆汚水流量計 : 28箇所

【雨水施設】

- ◆雨水管路施設 : 管きよ、開きよ、マンホール、マンホール蓋
 (下表の延長に計上している管きよ以外の事業区域内にある不明管路施設も対象に含める。)

表 1-2 雨水施設状況

区分	排水区域面積※ ¹ (ha)	管きよ※ ² (m)	マンホール及び蓋※ ² (箇所)
武庫川水系	2,083.49	223,979	4,179
神崎川水系	585.79	49,289	910
合計	2669.28	273,268	5,089

※1 「宝塚市流域関連公共下水道事業計画 事業計画変更協議申出書 令和6年度」より抜粋

※2 公共下水道(雨水)台帳システムに収録されている下水道管路施設の状況より抜粋

- ◆雨水ポンプ場 : 2箇所(武庫川ポンプ場、西田川ポンプ場)

- ◆雨水ゲート施設 : 13 箇所
(良元地区 (5 箇所)、山本地区 (7 箇所)、歌劇場前)
- ◆雨水スクリーン : 87 箇所
- ◆雨水サイフォン施設 : 3 箇所 (平井雨水幹線、尼宝雨水幹線、高丸 1 号雨水幹線)
- ◆雨水ポンプ施設 : 3 箇所
(川面井堰用水ポンプ、旭町 2 丁目雨水排水ポンプ、向月町雨水排水ポンプ)
- ◆中和処理施設 : 1 箇所
- ◆調整池 : 24 箇所 (天神川調整池ほか)

(5) 事業方式

本事業の事業方式は、管理・更新一体マネジメント方式によるウォーターPPP レベル 3.5 (更新実施型)とする。これにより、業務の一元化による効率化や予防保全型管理の実現、長期的なコスト削減を期待する。

(6) 業務の範囲

本事業の範囲は、①義務事業 アからカ に関する業務とし、②附帯事業及び③任意事業を含めて対象事業とする。各事業及び業務の内容、要求水準の詳細は、別途公表する要求水準書(案)に示す。なお、事業者は、本事業期間中、①義務業務のうち、事業契約に委託禁止業務として定められた業務(カ 統括管理業務のうち統括管理)を除いたものについては、第三者に委託し又は請け負わせること(以下「委託等」という。)ができる。

① 義務事業

義務事業とは、本事業において、業務の遂行が事業者の義務となる事業のことをいう。義務事業に関する業務は以下のとおりである。

ア 維持管理業務

- ・巡視
- ・点検
- ・調査
- ・清掃 (管路施設)
- ・清掃 (調整池)
- ・機械設備保守点検
- ・補修 (緊急修繕、小破修繕含む)
- ・草刈等
- ・遠方監視

イ 問題解決業務

- ・不明水対策
- ・水質調査

ウ 住民対応業務

- ・事故初動対応

- ・通報初動対応
- ・災害対応

エ 計画・設計業務

- ・下水道事業計画変更
- ・ストックマネジメント計画策定（汚水のみ）
- ・修繕改築詳細設計（汚水のみ）

オ 管路修繕・改築業務

- ・計画修繕
- ・改築工事（汚水管路施設）
- ・改築工事（マンホールポンプ（機械、電気設備））

カ 統括管理業務

- ・統括管理
- ・情報管理
- ・台帳管理
- ・セルフモニタリング
- ・その他関連業務

② 附帯事業

附帯事業とは、義務事業として設定した対象業務に追加し、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく義務事業の業務範囲を踏襲しても構わない。なお、事業期間中に提案することも可能とする。

市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に事業者の実施義務を定めることとする

③ 任意事業

任意事業とは、本事業又は市上下水道局の用地及び施設において事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業又は受託事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができ、事業期間中においても、事業者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に市の承諾を必要とする。多分野連携や広域化による近隣自治体との共同事業により市上下水道局の用地及び施設を活用する事業又は受託事業を提案する場合、市は協力する。

事業者は、関係法令を遵守し、対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本事業又は市の用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて事業者の責によるものとする。これは受託事業を実施する場合においても同様とする。

(7) 想定事業量（又は想定業務量）

本事業で実施する各業務に関する、過年度実施数量を参考数量として以下に示す。ただし、ストックマネジメント計画に基づく業務については、計画値としている。

① 維持管理業務

業務分類		参考見込み数量
巡視（事業範囲全域対象）		・マンホール点検 約 1,650 基/年
点検（事業範囲全域対象）		ストックマネジメント計画より ・マンホール点検 約 1,650 基/年
調査 （事業範囲全域対象）	計画調査	ストックマネジメント計画より ・TVカメラ/目視 約 11 km/年
	緊急調査	〈下水道事業範囲全域対象〉 ・約 40 件/年
清掃（管路施設） （事業範囲全域対象）	計画清掃	・約 50 箇所/年
	緊急清掃	・約 90 件/年
清掃（調整池）		・土砂搬出 約 250m ³ /年
機械設備保守点検 ※雨水ポンプ場に関しては、武庫川ポンプ場は R9～R10 に改築の予定、西田川ポンプ場は R11～12 に設計して R13 に改築の予定（変更の可能性あり）があるため、作業時期等に関する調整が必要となる。	流量計整備点検	流量計点検：28 箇所 ・28 箇所/年
	マンホールポンプ保守点検	山手台西汚水中継ポンプ場＋マンホールポンプ 65 箇所 ・66 箇所/年
	雨水ポンプ等保守点検	①雨水ゲート施設（12 箇所）、雨水サイフォン（3 箇所）の機械、電気設備維持管理 ・3 回/年 ②各雨水ポンプ施設（3 箇所）の機械、電気設備維持管理 ・川面井堰用水ポンプ、旭町二丁目地区雨水排水ポンプ 1 回/年 ・向月町雨水排水ポンプ 4 回/年
	雨水ポンプ場機械設備保守点検	各雨水ポンプ場（2 施設：武庫川ポンプ場・西田川ポンプ場） ・武庫川ポンプ場 4 回/年 ・西田川ポンプ場 4 回/年
	ポンプ場直流電源装置設備維持管理	雨水ポンプ場（2 施設：武庫川ポンプ場・西田川ポンプ） ・2 回/年
	ポンプ場受電設備保守点検	雨水ポンプ場及び汚水中継ポンプ場（3 施設：武庫川ポンプ場・西田川ポンプ場・山手台西ポンプ場） ・12 回/年
	マンホールポンプ緊急点検	山手台西汚水中継ポンプ場＋マンホールポンプ 65 箇所 ・計 66 箇所
	天神川調整池中和処理施設保守点検	・12 回/年
	遠方監視装置点検	クラウド 98 局、処理装置一式 ・1 回/年

業務分類	参考見込み数量
補修（緊急修繕、小破修繕含む） （事業範囲全域対象）	緊急的に措置が必要な箇所 ・約 300 件/年
草刈等 （事業範囲全域対象）	樹木の剪定及び除草等、水路監視及びスクリーン清掃（87箇所）、土砂分別処分 ・約 130,000m ² /年
遠方監視	遠方監視装置からの情報監視 ・一式（10年間）

②問題解決業務

業務分類	参考見込み数量
不明水対策 （事業範囲全域対象）	・計画面積：約 2,669ha（事業計画面積） ・絞込み調査：約 100ha/年 ・詳細調査：約 800m
水質調査	30 地点（公共下水道 11 地点及び、公共下水道に流入する事業場 19 地点） ・延べ約 110 回/年（別紙 6 の 2.（2）参照） （地点により年間での調査（採水）回数が異なる）

③ 住民対応業務

業務分類	参考見込み数量
事故初動対応 （事業範囲全域対象）	事故発生箇所及び通報箇所 ・通報・事故時の初動対応 約 200 件/年 ・夜間休日等の緊急対応業務 約 100 日/年
通報初動対応 （事業範囲全域対象）	
災害対応 （事業範囲全域対象）	災害対応箇所 ・風水害 約 10 件/年

④ 計画・設計業務

業務分類	参考見込み数量
下水道事業計画変更	計画は 5 年毎に見直しを行うことを基本とする。 ただし、変更すべき事由が生じた場合は、その都度見直しを行う。 ・公共下水道全体計画変更、下水道法事業計画変更、都市計画法事業計画変更（直近の計画変更年度は R6 年度）
ストックマネジメント計画策定 （汚水のみ）	計画は 5 年毎に見直しを行うことを基本とする。 ただし、変更すべき事由が生じた場合は、その都度見直しを行う。 ・ストックマネジメント計画変更（直近の計画変更年度は R7 年度）
修繕改築詳細設計（汚水のみ）	ストックマネジメント計画より ・管きよ R9 約 1,700m、R13 以降約 2,000m/年 ・マンホール R13 以降約 25 箇所/年 ・マンホールポンプ（機械、電気設備） R13 以降 2 箇所/年

⑤ 管路修繕・改築業務

業務分類	参考見込み数量
計画修繕	ストックマネジメント計画より ・管きよ修繕 約 50 箇所/年 ・マンホール修繕 約 10 箇所/年
改築工事（污水管路施設）	ストックマネジメント計画より ・管きよ改築（更生工法、布設替え）約 2,000m/年 ・マンホール改築（更生工法、布設替え）約 25 箇所/年 ・マンホール蓋改築 約 75 箇所/年
改築工事（マンホールポンプ（機械、電気設備））	ストックマネジメント計画より ・2 箇所/年

⑥ 統括管理業務

業務分類	参考見込み数量
統括管理	・一式（10 年間）
情報管理	・一式（10 年間）
台帳管理	・一式（10 年間） （参考延長） 污水：約 2.2 km/年、雨水約 1.5 km/年
セルフモニタリング	・一式（10 年間）
その他関連業務	・一式（10 年間）

（8） 概算事業費

概算事業費を表 1-3 に示す。なお、概算事業費は、現時点での想定額を示したものであり、募集要項等の公表時に変更となる可能性があることに留意すること。

表 1-3 業務別の概算事業費

業務内容	概算事業費（税込）
①維持管理業務	約 40 億円
②問題解決業務	約 3 億円
③住民対応業務	約 4 億円
④計画・設計業務	約 4 億円
⑤修繕・改築業務	約 57 億円
⑥統括管理業務	約 7 億円
合計	約 115 億円

(9) 性能発注の導入方針と具体的な要求水準の考え方

本事業では、性能発注を原則とし、管理者である市が求めるサービス水準を明らかにし、受託者が満たすべき水準の詳細を規定する。

性能発注により、民間事業者の創意工夫の発揮が実現しやすくなり、サービスの質の向上とコスト縮減を同時に達成することを目指す。

(10) 事業期間

① 本事業の事業期間

現時点において、本事業開始日は令和9(2027)年4月1日とする。また、本事業終了日は令和19(2037)年3月31日とする。なお、事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を指す。

表 1-4 予定事業期間

期日	内容
令和8(2026)年11月	基本協定締結
令和8(2026)年12月	事業契約締結
事業契約締結日 ～令和9(2027)年3月	引継ぎ
令和9(2027)年4月1日	事業開始日
(事業終了日まで)	市又は市の指定する第三者への業務の引継ぎ
令和19(2037)年3月31日	事業終了日

② 業務の引継ぎ

市又は市の指定する者への業務の引継ぎは原則として本事業期間内に行うこととし、事業者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等、事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。なお、事業終了の2～3年前頃には、次期事業の検討及び準備等を始める予定のため、事業者は事業の引継ぎに必要なものを提供する等市に協力しなければならない。

(11) 事業の費用負担

市は、業務範囲に定めている義務事業に要する費用を負担する。

附帯事業の実施に要する費用の負担については、優先交渉権者が提案した附帯事業の内容を踏まえ、付帯事業の実施を市が承諾した場合は、市と優先交渉権者との協議の上、事業契約において費用の負担者及び負担額を定めるものとする。

なお、任意事業は、独立採算を基本とし、その経理に当たっては義務事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

(12) サービス対価の支払い

① サービス対価の構成内容

本事業期間中、市は事業者に対しサービス対価を支払うものとし、事業者が収受するサービス対価の構成は表 1-5 のとおりとする。

市は、事業者が行う本事業に係る各業務に対する対価をサービス対価として支払う。

表 1-5 サービス対価の構成

項目	内容
①維持管理業務	・ 巡視
	・ 点検
	・ 調査
	・ 清掃（管路施設）
	・ 清掃（調整池）
	・ 機械設備保守点検
	・ 補修（緊急修繕、小破修繕含む）
	・ 草刈等
②問題解決業務	・ 遠方監視
	・ 不明水対策
③住民対応業務	・ 水質調査
	・ 事故初動対応
④計画・設計業務	・ 通報初動対応
	・ 災害対応
	・ 下水道事業計画変更
⑤管路修繕・改築業務	・ ストックマネジメント計画策定（汚水のみ）
	・ 修繕改築詳細設計（汚水のみ）
	・ 計画修繕
⑥統括管理業務	・ 改築工事（汚水管路施設）
	・ 改築工事（マンホールポンプ（機械、電気設備））
	・ 統括管理
	・ 情報管理
	・ 台帳管理
	・ セルフモニタリング
	・ その他関連業務

② サービス対価の改定

ア 物価変動に伴うサービス対価の改定

直近のサービス対価の設定（改定）時から、物価が一定範囲を超えて変動する場合、サービス対価の改定を行う。物価変動に伴うサービス対価の改定は以下に示すものとし、詳細については事業契約書（案）に示す。

- ・ 事業期間中の各年度において、公的物価指数が前年度比±1.50%以上変動した場合

イ 法令及び税制等の変更等に伴うサービス対価の改定

法令及び税制等の変更又は市の計画変更により、事業者が負担する費用が著しく増減する場合、必要に応じてサービス対価の改定について協議を行う。

ウ その他市が必要と認める場合

上記アからイまでのほか、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合、市は、サービス対価の改定について事業者と協議を申し入れることができる。

③ プロフィットシェア

本事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するため、プロフィットシェアの仕組みを導入する。受託者による新技術の導入や維持管理の工夫により生み出されたコスト削減分（プロフィット）を官民で分配（シェア）する仕組みを契約に盛り込むことで、10年という長期にわたる事業期間中、受託者が技術を陳腐化させず、新技術導入や創意工夫による効率化に継続的に取り組むインセンティブを付与する。

プロフィットシェアの発動条件は、事業期間中に受託者からの提案を本市が受け、契約時に約束された計画や手法等が変更されることとする。具体的には以下のような場合を想定する。

- ・ 事業期間中に管理者・受託者双方に効果的・効率的な新技術の活用による費用削減が見込める場合
- ・ 受託者が本市のフィールドを活用し、試行したい新技術等があり、その導入により費用削減が見込める場合

分配（シェア）の方法・時期等については、提案内容に応じて官民双方の協議により決定するものとし、分配割合は、受託者：市＝50：50を基本とする。

（13） 改築に関する留意事項

① 改築の実施

事業者は、事業契約に基づき対象施設の改築を行う。ただし、市が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、事業者と協議の上、対象施設について、市が改築を行うことがある。その場合、事業者は市に協力するものとする。

② 改築を行った施設の所有

市又は事業者が改築を行った対象施設は、市の所有に属するものとする。

③ 改築の対象

対象施設は汚水施設のみであり、要求水準書（案）に示すとおりとする。なお、事業者の提案を妨げるものではない。

④ 本事業開始後に市が実施することを予定している工事

本事業開始後に市が実施する工事のうち、事業者の業務に調整が必要となる工事について、事業者は、市と協議の上、実施又は協力するものとする。

(14) その他の留意事項

① 近隣自治体との連携や広域化

市は、国の下水道事業における基盤強化方針を踏まえ、将来的に近隣自治体との連携や広域化について検討を行う可能性がある。

本事業の受託事業者には、当該検討に資する範囲で、業務実施を通じて得られた知見の共有や、協議への協力を求める場合がある。

② 職員に向けた研修等の実施

市は、職員の技術向上等を目的に受託者の行う業務に関する研修等を実施する場合がある。本事業の受託者は、市が行う研修等の実施に対して必要な協力を行うものとする。なお、実施する場合は、市と受託者で実施内容等を協議する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

本事業を実施する民間事業者の募集及び選定は、事業者となる民間事業者に創意工夫やノウハウによる効率的・効果的なサービスの提供を求めため、総合的に評価することが必要であることから、公募型プロポーザル方式により行う。

2 募集及び選定スケジュール

実施方針の公表後のスケジュールは概ね表2-1のとおりである。

表 2-1 募集及び選定スケジュール（予定）

予定時期	内容
令和8（2026）年	
6月上旬	募集要項等公表
6月中旬	質問受付
6月下旬	質問回答
7月中旬	参加資格確認受付
7月下旬	参加資格確認結果
7月下旬	質問受付
8月中旬～下旬	質問回答
8月下旬	競争的対話の実施
9月下旬～10月上旬	提案審査書類受付
10月下旬	プレゼンテーション実施
11月上旬	優先交渉権者決定
11月中旬～下旬	基本協定締結
12月中旬	事業契約締結
令和9（2027）年	
事業契約締結日 ～3月末日	引継ぎ
4月以降	事業開始

3 応募者の参加資格要件

応募者の構成、共通の参加資格、業務実施企業に求める要件等は、以下に示すとおりとする。

(1) 応募者の構成

- ① 応募者は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。応募グループを構成する企業数の上限は任意であり、1企業で複数の業務を兼ねることができるものとする。
- ② 応募グループは、維持管理企業、建設企業、設計企業、統括管理企業等の本事業での役割を担う企業から構成されるグループとし、統括管理業務を行う企業が代表企業となり、代表企業が応募参加資格の申請及び応募手続きを行うこと。また、参加表明書及び

応募資格確認申請書の提出時に代表企業及び構成企業の企業名並びに携わる業務について明らかにすること。

- ③ 応募グループの場合、特別目的会社（以下「SPC」という。）又は共同企業体（以下「JV」という。）の設立を求める。また、各業務を取りまとめる統括管理者（各業務の責任者との兼務可）を代表企業から選任させるものとする。
- ④ 応募グループの代表企業の変更は認めない。
- ⑤ 参加表明書及び応募資格確認申請書の提出後、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると市が認めた場合に限り、代表企業を除く構成企業の変更を認めるものとする。
- ⑥ 応募グループの構成企業は、他の応募参加者の構成企業になることはできない。

（２） 応募企業、応募グループ構成企業に共通の参加資格

- ① 宝塚市入札参加資格者名簿に登載されていること。又は契約までに登録申請を行っていること。
- ② 宝塚市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は宝塚市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- ④ 国税又は地方税を滞納していないこと。
- ⑤ 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員並びに同条第 3 号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑦ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した下記の者及び下記の者と資本面もしくは人事面において関連のある者でないこと。
 - ・株式会社エイト日本技術開発
 - ・豊原法律事務所

（３） 業務実施企業に求める要件

応募企業又は応募グループ構成企業のうちの一者は次の資格要件を満たすこと。

① 維持管理業務を行う者

公益社団法人日本下水道管路管理業協会が認める「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」を有するものを配置できる者であること。

② 管路改築業務を行う者

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に基づく土木一式工事の特定建設業許可を有する者であり、監理技術者を配置できる者であること。

③ 計画・設計業務を行う者

技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 32 条に規定する「技術士（上下水道部門（下水道）又は総合監理部門（下水道））」の資格を有するものを配置できる者であること。

④ 統括管理業務を行う者

「1級土木施工管理技士」の資格を有するものかつ下水道事業の経験を有するものを配置できる者であること。

(4) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受付した日とする。ただし、応募企業又は構成企業が参加資格要件を満たさなくなった場合は、市に速やかに通知しなければならない。

4 審査及び選定手続き

(1) 事業者選定委員会の設置

市は、優先交渉権者の選定にあたり、宝塚市下水道ウォーターPPP プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する予定である。

審査会では、優先交渉権者選定基準の検討や技術提案等の審査及び評価等を行う。

(2) 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付及び審査

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出し参加資格の審査を受けること。

詳細については、募集要項等に示す。なお、当該申請受付期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は本プロポーザルに参加することはできない。

(3) 提案書類の提出等

参加資格があるとされた者は、提案書類を提出すること。提案に必要な書類等、詳細については、募集要項等に示す。

(4) 審査方法

審査は、資格審査及び提案内容の審査を行う。市は、審査会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

(5) 競争的対話の実施（予定）

市は、参加資格確認の結果通知後、提案書類の提出までの間に、参加資格があるとされた者と競争的対話を行い、その結果を踏まえ、事業契約、要求水準等の調整を行う可能性がある。

(6) 審査結果の公表

市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに応募者に通知するとともに、市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(7) 優先交渉権者選定の取消し

民間事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、応募者がいない、又はいずれ

の応募者も市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、市が本事業を実施することが適当でないとは判断した場合は、優先交渉権者を選定しないことがある。

この場合、市は、その旨を市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

5 優先交渉権者選定後の手続き

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に事業契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続きを行うことができる。なお、市は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

(2) SPC等の設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、必要に応じて SPC や JV を設立するものとする。

なお、SPC を設立する場合、本社所在地は宝塚市内とし、本事業期間中は市外に移転させないものとする。また、SPC を株式会社として設立する場合、発行する普通株式は、譲渡の承認には、SPC の承認機関に加えて市の承諾を必要とする。

(3) 優先交渉権者による事業準備行為

優先交渉権者は、SPC 等の設立や事業契約の締結準備と並行して、事業開始に向けた準備行為として、業務の引継ぎ等を実施することができるほか、本事業を円滑に開始するために市と協議を行う。なお、事業契約に向けた事業準備行為に係る費用については、市及び優先交渉権者それぞれの負担とする。

(4) 事業契約の締結

市と事業者は、事業契約書（案）の内容に従い、速やかに事業契約を締結する。なお、市は、事業契約書（案）の内容について、軽微なもの以外は変更しない。

(5) 事業の開始

事業者は、事業契約に定める本事業開始日に事業を開始する。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とする。

事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として、リスクを生じた原因者が当該リスクを負担するものとする。

現時点で想定しているリスクとその概略を別紙2にリスク分担表として示す。なお、市及び事業者の両者での対応が必要な事項や分担の境界については必要に応じて協議を行う。説明責任はリスク分担表の負担者を基本とする。

個別のリスクにおける具体的な分担内容については、事業契約書（案）等に詳細を規定する。

(1) 不可抗力

- ・ 市及び事業者のいずれの責めにも帰すべからざる天災（豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波等）、人為的事象（戦争、暴動、騒乱、騒擾、疫病、テロ、放射能汚染等）、その他（放火、第三者の悪意及び過失等）、本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える等事業契約に定める一定の要件を満たした事象（以下「不可抗力」という。）が生じた場合又は発生の恐れがある場合、事業者は直ちにその内容を市に通知する。また、事業者は要求水準に基づき自らが作成するBCP（Business Continuity Plan）に従い初期対応を行う。
- ・ 市が事業の継続のために必要と判断した場合、事業者は市の指示に従う義務を有する。
- ・ 市は事業者に対し、不可抗力による事業への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、市は不可抗力により履行困難となった事業者の契約上の義務履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。
- ・ 市と事業者は、協議の上、復旧スケジュールや公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）等に基づく国庫負担の申請等、事業の復旧に向けて必要となる事業継続措置とその後の役割分担を定め、それぞれ当該事業継続措置に従うものとする。
- ・ 不可抗力事象により生じた被害の復旧に係る費用については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づき原則として市が負担する。ただし、事業者による設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたと認められるもの及び維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められるものについては、事業者の負担とする。

(2) 施設の瑕疵

- ・ 対象施設に隠れたる物理的な瑕疵があった場合、事業者は市に対して当該瑕疵に起因する費用等の請求を行うことができる。また、事業者が当該瑕疵を発見することが困難であったと認められる場合及び点検・調査結果に基づく事業者の判断が、判断当時の事業に鑑み合理的であることを立証した場合は、当該瑕疵に起因する費用等を市が負担することとし、その方法は、市及び事業者の協議により定める。

(3) 国の特定法令等変更及び市の特定条例等変更

- ・ 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等（特に、本業務に関する事項を類型的又は特別に規定することを目的とした法令等を意味するものとし、事業者に対して一般に適用される法律の変更は含まない。）の変更の場合は市の負担とし、事業者に対して一般に適用される法令等の変更は事業者の負担とする。

(4) 物価の変動

- ・ 物価の変動に起因するコストの増減に関しては、契約書に基づいてサービス対価を改定する。

(5) 国庫補助金制度の変更等

- ・ 国庫補助金制度が変更される場合においては、市と事業者は、協議の上、契約継続等に向けた措置を講ずる。
- ・ 国庫補助金の要望額に対して交付額が相違する場合においては、市と事業者は協議の上で計画の見直し等を行い、交付額に応じた事業の実施を原則とする。

2 事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリング方法

事業者が事業契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準書に示す要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、事業者によるセルフモニタリングに加え、市によるモニタリングを行う予定である。

(2) 要求水準未達時のペナルティ

事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準を遵守することができなかった場合、市は、事業者に改善措置を求めるものとする。改善措置の対応がなされない場合は、支払停止や契約解除のペナルティを与える。なお、要求水準違反が発生した場合の原因判定方法については、募集要領等に示す。

事業者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難と市が判断する場合、市は事業者に代わり、本事業等を実施することができる。その場合にかかる費用は、事業者に求めることができるものとする。

3 保険

事業者は、本事業期間中、損害賠償保険及びその他の保険に必要に応じて加入すること。なお、請負又は委託業務を受注する者が相当する保険に加入することにより損害に対し同等の補償が可能である等、事業者が保険加入に代替する措置を取ることを認める。

4 事業者の権利義務等に関する制限及び手続

(1) 権利義務等の処分

事業者は、市の書面による事前の承諾を得ることなく、事業契約上の地位及び本事業について市との間で締結した一切の契約上の地位、並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。

(2) 事業者の株式の新規発行及び処分

事業者を株式会社形式の SPC として設立した場合、事業者は、事業者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」という。）及び事業者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（以下「本完全無議決権株式」という。）のみを発行することができる。

資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、事業者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定（以下「処分」と総称する。）について、以下のとおり市は原則として関与しないものとする。他方、事業者が発行する本議決権株式については、本事業が担うべき公共性、危機管理等公共インフラとしての役割を担保する観点から、その新規発行及び処分について、以下のとおり一定の制限を課すものとする。

① 本完全無議決権株式

本完全無議決権株式を保有する者は、自らが保有する本完全無議決権株式をいつでも自由に処分することができる。また、事業者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に従う限り、本完全無議決権株式を自由に新規発行し、割り当てることができる。

② 本議決権株式

本議決権株式を保有する者（以下「本議決権株主」という。）が、自ら保有する本議決権株式を、①他の本議決権株主又は②市との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者（事業者に対して融資等を行う金融機関等を想定している。）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、市の事前の承認を受ける必要がある。

市は、本議決権株式の譲受人が、基本協定又は株主誓約書に定める一定の資格要件を満たしており、かつ本議決権株式の処分が事業者の事業実施の継続及び適切な運営を阻害しないと判断する場合には、処分を承認する。

本議決権株式の譲受人は、株主誓約書を市に対して提出しなければならない。

第4 その他本事業の実施に関し必要な事項

1 実施に関して使用する言語及び通貨等

(1) 実施に関して使用する言語及び通貨

本事業等の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

(2) 応募書類の作成等に係る費用

応募書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

2 連絡先及び情報提供

(1) 連絡先

本事業に関する連絡先は、以下のとおりとする。

宝塚市上下水道局 施設部 下水道課
担当 大森
所在地 〒665-0032 兵庫県宝塚市東洋町1番3号
電話 0797-77-2105 (直)
Email m-takarazuka0190@city.takarazuka.lg.jp

(2) 情報提供

本事業に関する情報提供は、宝塚市上下水道局ホームページ等を通じて適宜行う。

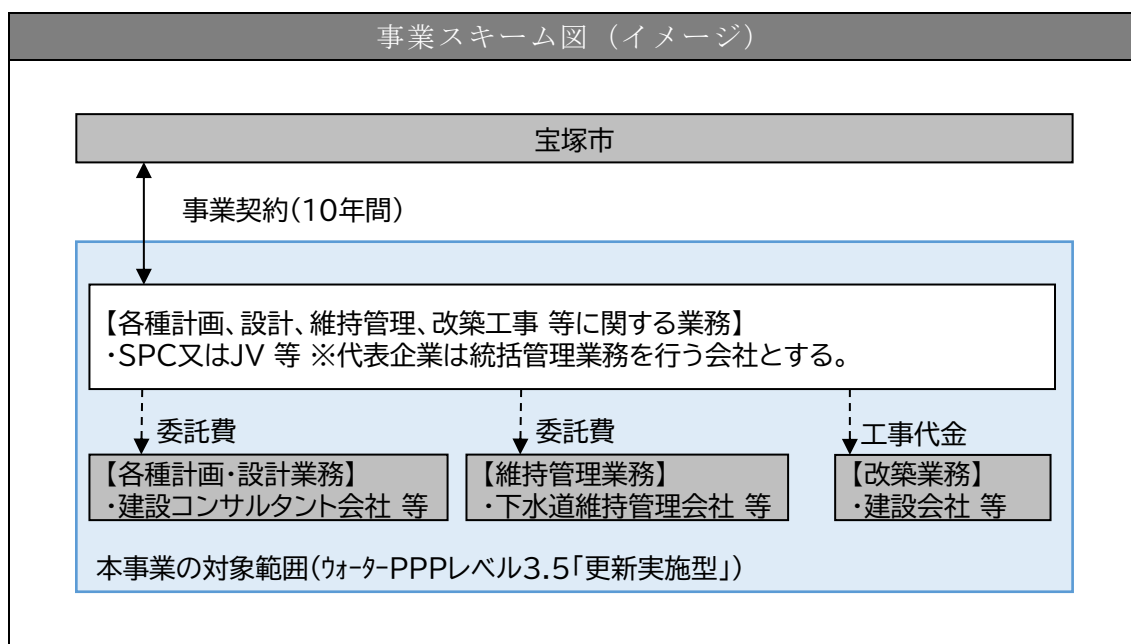
<宝塚市上下水道局ホームページ>

<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/suido/>

別紙1 事業スキームについて

本事業に関係する事業者は次のとおりである。

- ・市は、単独企業又は応募グループが組成する SPC 等と事業契約を締結する。
- ・単独企業又は応募グループに関して、維持管理業務、問題解決業務、住民対応業務、管路改築業務、統括管理業務を担当する企業は、それぞれ複数の企業とすることも、同一企業が兼ねることも可能とする。
- ・応募グループの場合、代表企業は統括管理業務を行う企業とする。



別紙2 リスク分担表

○：リスクを主に負担することを示す。

リスクの項目			リスクの内容	リスク分担	
				市	受託者
手続き リスク	1	募集要項等リスク	募集要項等の誤り等	○	
参加・ 契約 リスク	2	応募手続リスク	提案書作成等の応募に係る費用		○
	3	契約リスク	事業者の事由により、契約締結の遅延が発生した場合		○
制度関連 リスク	4	法令変更リスク	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の制定等	○	
			本事業のみならず、広く一般的に運用されている法令の変更や新規立法		○
	5	税制変更リスク	本事業に関する新税の成立や税率の変更	○	
			法人税率の変更、受託者の利益に課される税制度の変更		○
6	許認可リスク	事業管理者として市が取得すべき許認可の遅延	○		
		本事業の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延		○	
社会 リスク	7	住民対応リスク	本事業の実施に関する住民反対、要望への対応	○	
			受託者が行う業務に関する住民反対、要望への対応		○
	8	環境リスク	受託者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気等）に関する対応		○
経済 リスク	9	資金調達リスク	本事業の実施に必要な資金の確保		○
	10	物価変動リスク	事業期間中の物価変動 ※1	○	○
	11	金利変動リスク	事業期間中の金利変動		○
	12	予算等に係る 議会リスク	予算等の議決が得られない場合	○	○
第三者 賠償 リスク	13	施設の瑕疵リスク	契約日以前に起因する施設の瑕疵による場合	○	
	14	不法行為による リスク	受託者の遂行上の過失による不法行為		○
	15	業務遂行の不備に よるリスク	施設の維持管理及び改築工事等、業務遂行の不備・未達		○
	16	上記以外の要因 (事由)によるリスク	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
受託者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合				○	
事業の中 止や債務 不履行等 のリスク	17	事業の中止・延期・ 不能リスク (不可抗力を除く)	市の事由によるもの	○	
			受託者の事由によるもの		○
	18	債務不履行リスク	事業の中断・放棄等、また受託者のサービス水準の著しい低下、要求水準の未達、アウトプット・アクション目標の未達や不備の場合		○
			受託者の事由によるもの		○

※1 一定程度を超える物価変動が生じた場合、契約書に基づき見直しを行う。

○：リスクを主に負担することを示す。

リスクの項目			リスクの内容	リスク分担	
				市	受託者
業務内容 変更の リスク	19	管路施設維持管理・ 調査・設計・改築工 事業務の変更リス ク	市の事由により業務内容等が変更された場合	○	
事業終了 手続き リスク	20	事業移行期間の 費用リスク	業務移行期間に関する費用		○
不可抗力 リスク	21	不可抗力リスク	発注段階で想定できない暴風、豪雨、高潮等の自然災害、 及び騒乱その他の人為的事象による施設損害、事業の変 更、中止	○	○
維持管理 に係る リスク	22	維持管理・ 修繕費用 増大リスク	受託者の事由により維持管理や修繕に係る費用が増大し た場合		○
			市の事由により業務内容の変更等が発生し、当初の維持 管理や修繕に係る費用が増大した場合	○	
			詰まりや苦情等の突発的な対応業務に係る費用が発注計 画時以上に増加した場合	○	○
	23	業務中の 事故リスク	受託者の責により下水道施設やその他施設を破損させた 場合		○
			受託者の責によるものか明白ではなく、下水道施設やそ の他施設を破損させた場合	○	○
業務中に住民に傷害を負わせる、又は住宅等の財産を破 損させた場合				○	
24	道路陥没リスク	市が了承した点検・調査計画に基づき順次業務を実施し ている中で、業務実施時期が到来していない箇所での道 路陥没が生じた場合	○		
		点検・調査等の業務対象であるにもかかわらず、受託者 が合理的な理由なく必要な業務を実施していない場合又 は受託者に過失がある場合		○	
		点検・調査等により異常又はその兆候を把握しているに も関わらず、必要な措置を講じていない場合		○	
		明らかに妥当と認められる水準で業務を遂行していたに も関わらず、道路陥没が発生した場合	○		
		市の事由により受託者が適切な点検・調査又は対応を実 施できていない状態である場合	○		

○：リスクを主に負担することを示す。

リスクの項目		リスクの内容	リスク分担		
			市	受託者	
調査・ 計画・ 設計に 係る リスク	25	調査リスク	市が実施した TV カメラ調査等の不備があった場合	○	
			受託者が実施した TV カメラ調査等に不備があった場合		○
	26	計画・設計リスク	市が実施した長寿命化計画、改築基本設計等に不備があった場合	○	
			市の改築設計の要求内容・条件の内容に不備があった場合	○	
		受託者が実施した設計・計画に不備があった場合		○	
改築工事 に係る リスク	27	工事遅延リスク	受託者の責により指定期日までに改築工事が完了しない場合		○
			市の事由による設計変更等で指定期日までに改築工事が完了しない場合	○	
	28	工事費増大リスク	受託者の責により工事費が増大した場合		○
			市の事由による設計変更等で工事費が増大した場合	○	
	29	工事監理リスク	工事監理の不備により工事内容、工期等の不具合が発生した場合		○
30	性能リスク	改築工事完了後、市の検査で要求水準の未達、不適合部分又は施工不良部分が発見された場合		○	